

## 裁判までの経緯

昭和 45 年春弟経営の工場に産業公害なる事情が発生、ところが近隣住民とは相応の話し合いを進めていくうち応分の了解が得られた。

その解決の事情は、北境に約 3.5m の柵を設置、騒音が洩れなくなったことである。

しかし、それ以前に操業がおぼつかないことで妻は、体調を崩すことがしばしばあって、兄が見るに見かねて妻と種々対策を配慮してくれていた。

それが、隣地の買収であった。しかし、それは隣の目論見に合わず不成立と成る。

そんな中に昭和 45 年秋、弟が兄の経営するゴルフ練習場に立ち寄ったとき、店のカウンター越しではあったものの

- よし・・・そんなら工場移っちめーよ、俺が出してやるから・・・！ - (#2・証文)

それは、公害としての騒動は鎮静化している時期でもあった、その秋である。そんなときに突如飛び込んできた話。同時に将来の拡張等のために買収話を進めていた土地も、トントン拍子に進展したことから、早速計画に着手暮れには、大方の計画はまとまり、同時に知人の土建業者が丁度近くで工事をしているので土が出る、取り合えず土盛りだけを先行したらどうか・・・、土費は不要・機械手間だけで処理できるとの事から工事は、兄には事後承たくと思いい業者に依頼進行していた。

しかし、正月の金の出費話は、好まれない風習が小さい頃あったので正月明けを待って、2 月 1 日移転（建設）計画を報告に電話し都合聞いての後・・・訪問しました。

ところが、手の平返されピター文出さない。それは「遺産は代々引き継ぐものだから娘にも・お前にもやらない」と言い出した、その拳句、帰り際数歩歩いたところで

- おい、お前とはもう付き合わねーや・・・と（断行宣言） (#02・証文)

何かわが耳を疑う言い草である・・・再度、コタツに入って、深夜までの話となる。

しかし、兄夫婦共話は、45 年秋の情状には、遭えて戻さなかった。 (#(5-3) 本人調書・P6)

以来、交流は途絶えて 2 拾数年後の平成 4 年暮長姉の葬儀、娘に 2 億円近い出費をしたことが発覚 46 年の話と違うことを向話するところ、逃げ回って話が出来ず、5 年正月兄家に出向き、46 年の話と違うことを口上する・・・ところが、弟の顔見るなり 110 番

- モシモシ警察ですか、弟が来て暴れてます、直ぐきてください -

パトカー 2 台・6 人の警察官「主人が入るなどゆっている、外に出てください」（断行固定）

その後は、訪問のたびに 110 番止む無く街宣して仕諷すれば、話し合いになると思い手続をする。それが、ヤラセと云う畏にはまり拳句にブタ箱に押し込まれる。 (#6-3・調書)

以降は、止む無く訴訟合戦。それが不思議にも、弟の真証拠が伏され、兄側の「嘘」陳述がそのまま採用、拳句に奇妙な「捏造」までされての敗訴続き・・・とどの詰まりは、既判力が揺ぎ無く固定、その上に「面談禁止」が上乘せされると云う裁判所の悪辣非情さが・・・

**判決虚偽略表**

平成 15 年・秋 # 5 - 5 ・平成 16 年 損害賠償請求裁判 ( 兄原告 )

#・事項	弟主張 ( ・ ・ 事実 )	兄主張 ( ・ ・ 虚偽 )	裁判所 ( 赤字は <b>捏造</b> )
1 工場建設 ( 争い原因 )	昭和 45 年 公害による工場移転・受提案 46 年 2 月 1 日建設約束を反故兄 は娘との相続いざこざ想定	訴状は記述なし (#5-3・本人調書・ ・ 不知?)	1 審・ ・ 建設約束反故認定 2 審・ ・ 約束否定 ( 客観的裏づけなし・ ・ と )
表示	(#(5-3)・調書 P1~2、再審 P1~13)	表示せず・ ・ 隠蔽	#5-4・判決 P5・14 行、#5-5・判決 P6 ・4 行
証拠	#02・証文、#5-4・判決書、#(5-3) ・本人調書	証拠なし	1 審は#02・証文を証拠認定 2 審はそれを無視 <b>捏造</b>
2 断行断絶 ( 争い発端 )	昭和 46・2・1 日建設計画提示 約束反故の挙句・受・断行宣告	43 年? 機械購入代金 2,400 万円のタカリ断る、弟から - 絶縁した -	1 審・兄が断行宣告したと明記 2 審・43~45 年 鋼材購入金タカリ 断られ弟から断絶した ( 資材一式親会社支給・ ・ 購入しない )
表示	#1・兄弟表、#2・証文 様	#5-1・訴状 P3・9~15 行	#5-5・判決書 P5・19~24 行
証拠	#02・証文、#5-4・判決書、#(5-3) ・本人調書	証拠なし (#5-3・本人調書・他)	証拠なし ( 説明なし <b>捏造</b> )

平成 15 ・ 春 # 0 5 ・平成 16 年 治療費等請求事件 ( 弟原告 )

6 傷害事件	膝を蹴飛ばされた・1 ヶ月痛	足で押し返した・110 番通報	事件そのものを否認 ( 自損事故 ) 2 審も同じ
玄関戸	治療費支払い約束反故につき 玄関戸持出し許可・受預する ( 結果は・ ・ 窃盗罪 )	玄関戸を窃盗・110 番通報	窃盗と云われる方は事件認定 ところが、傷害事件は不認
表示	#05・傷害訴状 他等	#5-1・訴状 P9・(4)	#5-4 と 5-5・判決 P4・19~20 行
証拠	#6-4・検察証明、実況見聞調書 #3-1・支払約束一任証、他	証拠なし	証拠なし
7 その他	上記 2 つをわざわざ複雑にして <b>併合裁判</b>		
( 争い結論 )	兄貴・主張陳述全部が虚、2 審判決はそれを丸呑み - <b>捏造して判決</b> - ( #5-4 審判決、#02・証文 ) 兄が断行宣告して断行原因を弟に基し - <b>親父の遺言を反故する為の画策</b> - であった ( #3-2・日誌 )		

尚、兄貴はある地方の有力者で民生委員を長年請負い・ ・ ・「厚生大臣表彰」と「瑞宝単光章」を受賞している

## 判決の解説

- 1 彼岸の先祖参りに行ったところ、玄関で蹴飛ばされその治療費は、警察官立会いで且つ、人を介して支払われることになっていたのを支払わないが為に傷害治療費を裁判請求
- 2 この約1か月後に損害賠償の「虚偽訴状」が兄から届き、簡裁が突然職権とかで併合した金額は、11,240円併合して裁判するほどの内容とは到底思へない、否裁判官は、わざわざ大げさに併合して地裁送りした・・・当裁判は、その茶番である。
- 3 地裁で和解を提案それによって和解はされたもののただ形式的で大した口上も出来ず仕末い。問題は、「工場建設の反故」が引火点、「兄弟断行宣言」が発火点である。  
口頭尋問では上記表の如く弟側は、全て証拠があり兄側は、具体的証拠は一切ない・・・このことから1審は、弟側主張が証拠通り認定、但し、治療費請求は、判決表の事項#6に挿入した如く事件そのものを否定、自損事故とした。

### 4 棄却並びに同様判決の事情

- 1) いかな裁判であっても相手が全て虚偽で、真実は一切ない・・・弁護士依頼しなくとも充分対処できると高をくくって望んだことが、裁判官から見くびられ大怪我の元となった？
- 2) 裁判法廷に傍聴者が居ない且つ、訴訟手続に不慣れな本人対応に邪な捏造作用が付加された裁判の敗訴原因は、この2点が主因と思われます。

私は、民事訴訟法89条の和解条項（乃至は仲裁）・・・これは非常に大事な事項と思って居ます。大きな事件は、そう簡単には片付けられないにしても、小額訴訟は裁判官の采配で充分事足りる、それは、司法統計・18年度簡裁民事事件約18万件中6万件が命令等の判決、8万件が和解等残は放棄・取り下げ等々で締めくくられています。

和解は、双方が納得して成立するのであり、偏った結果は無いから・・・

### 3) 何らかの裏工作が捏造判決させた

上記表には、損害請求はその原因、治療費請求は傷害原因を簡略表示しました。

但し、兄弟ですから感情的にはその基因は同じです・・・「**工場建設反故**」「**断行宣言**」

本来裁判の主張は、2者択一のはず、上記表は主張が何れも3つあることを示しています。

とりわけ損害請求の高裁判決は、わざわざ（補正）・・・との事項をくっ付けて、地裁判決の工場建設反故 断行宣言をねじ曲げて（鉄工所の）「・・・鋼材購入代金・・・等をタカッタときに断られた」それで、弟側から疎遠した、としています。

鉄工所の下請けは、鋼材は親会社支給・・・「**鋼材は買わない**」 裁判ではこの字句もない！

方や、傷害治療費の方は、訴状で「足で蹴飛ばされた」としているのに対し「足で押し返した」と兄は反論しているのに裁判所は、自分で玄関戸に足をぶっつけた「自損事故」としている。

結論として、併合裁判の両方とも原被告の主張を蔑ろに「**裁判所が捏造した**」のです。

も1つ人間として、この世に生を育み身内・・・兄弟は、相応の生きがいでもある。

そのある種生きがいの者から突如「断行宣告」されると云う・・・その非情さを頓着せず否・・・それを飛び越えて・わざわざネジ曲げて捏造判決していることにデタラメさがあり、裁判所裁判官の「良心」そっち除けの人道無視の悪辣非情さが荷重されてた裁判である。